

大和市告示第51号

大和市生涯学習振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市生涯学習振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市生涯学習振興補助金交付要綱（平成21年大和市告示第81号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市文化芸術活動支援補助金交付要綱

第1条中「の生涯学習を振興する」を「において、生涯学習の一環として行われる文化芸術活動を支援する」に改める。

第2条の見出し中「等」を削り、同条第1項第2号中「市民」を「広く市民」に改め、同項第3号中「文化、芸術及び生涯学習に関する」を「生涯学習のうち、文化芸術の振興に資する」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 営利を主な目的としない事業

第2条第2項を削る。

第3条を次のように改める。

(補助金の額)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費の合計額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 200,000円以上500,000円未満 50,000円

(2) 500,000円以上1,000,000円未満 100,000円

(3) 1,000,000円以上2,000,000円未満 200,000円

(4) 2,000,000円以上 400,000円

第4条中「生涯学習振興補助金交付要望書」を「文化芸術活動支援補助金交付要望書」に改める。

第5条第1項中「受理した」を「受けた」に、「適当と認めるものにつき、」を「承認するときは」に改め、「額」の次に「（以下「内定額」という。）」を加え、「生涯学習振興補助金交付内定通知書」を「文化芸術活動支援補助金交付内定通知書」に改め、「より」の次に「承認しないときはその旨を、当該」加える。

第6条第1項中「生涯学習振興補助金内定取下書」を「文化芸術活動支援補助金内定取下書」に改め、同条第2項中「生涯学習振興補助金内定取下承認書」を「文化芸術活動支援補助金内定取下承認書」に改める。

第7条第2項中「受理した」を「受けた」に、「ことを決定したときは、」を「ときは」に改め、「より」の次に「、変更を承認しないときはその旨を、当該」を加える。

第8条第1項中「生涯学習振興補助金交付申請書」を「文化芸術活動支援補助金交付申請書」に改める。

第9条中「受理した」を「受けた」に、「相当と認めるものにつき、第3条に規定する補助金の限度額」を「承認するときは内定額」に、「生涯学習振興補助金交付決定通知書」を「文化芸術活動支援補助金交付決定通知書」に改め、「より」の次に「、承認しないときはその旨を、当該」を加える。

別表第1中「第2条」を「第3条」に改め、同表中

食事代	講師及び公演者に対する弁当代等	を
消耗品等	ポスター及びチラシの印刷代、プログラム作成用紙代（有料配布の場合は除く。）、入場券印刷代、記録用写真代（フィルム代、現像代等）、録画又は録音のための消耗品費、会場看板の作成費、材料代等	
通信費等	行事保険料、案内状送付料等	
委託料	会場設営費、撤去費、作品運搬費等	
使用料及び賃借料	会場使用料（付帯設備使用料を含む。）等	

食糧費	講師又は出演者に対する弁当代、お茶代等	に
消耗品費	消耗品、材料費等	
印刷費	刊行物、プログラム、図録、ポスター、チラシ、入場券、台本等の印刷費、材料費等	
広告宣伝費	広告宣伝費、立看板製作費等	

通信費等	案内状送付料等
会場費	会場使用料、付帯設備使用料等
会場設営費	会場設営費、撤去費等
運搬費	楽器、道具、作品等の運搬費等
記録費	記録用写真代（フィルム代、現像代等）、録画又は録音のための消耗品費等
保険料	行事保険料等
著作権使用料	著作権使用料等

改め、同表に次の備考を加える。

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費に含めない。

- (1) 交際費及び接待費（祝儀、花束、手土産等）
- (2) 団体運営費（定期的な活動に係る会場使用料等）及び事務所維持費（事務所賃料、職員給与等人件費、ウェブサイト運用費等）
- (3) 団体や個人の財産となるものの購入費（楽器、機材、事務機器等の購入費、修理費等）
- (4) 公募に要する経費のうち、賞金、賞品、記念品代等
- (5) その他社会通念上、公的補助金として交付することが不適切と判断される経費

別表第2様式の名称の欄を次のように改める。

様式の名称
文化芸術活動支援補助金交付要望書
文化芸術活動支援補助金交付内定通知書
文化芸術活動支援補助金内定取下書
文化芸術活動支援補助金内定取下承認書
文化芸術活動支援補助金交付申請書
文化芸術活動支援補助金交付決定通知書

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

### (経過措置)

- 2 この要綱による改正後の大和市文化芸術活動支援補助金交付要綱の規定は、施行日以後に内定した補助金について適用し、施行日前に内定した補助金については、なお従前の例による。

（やまと芸術文化ホールに係る受付期間外申請及び利用料金減免の対象事業の認定に関する要綱の一部改正）

- 3 やまと芸術文化ホールに係る受付期間外申請及び利用料金減免の対象事業の認定に関する要綱（平成28年大和市告示第195号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「大和市生涯学習振興補助金交付要綱」を「大和市文化芸術活動支援補助金交付要綱」に改める。